

# 成年後見関係事件の概況

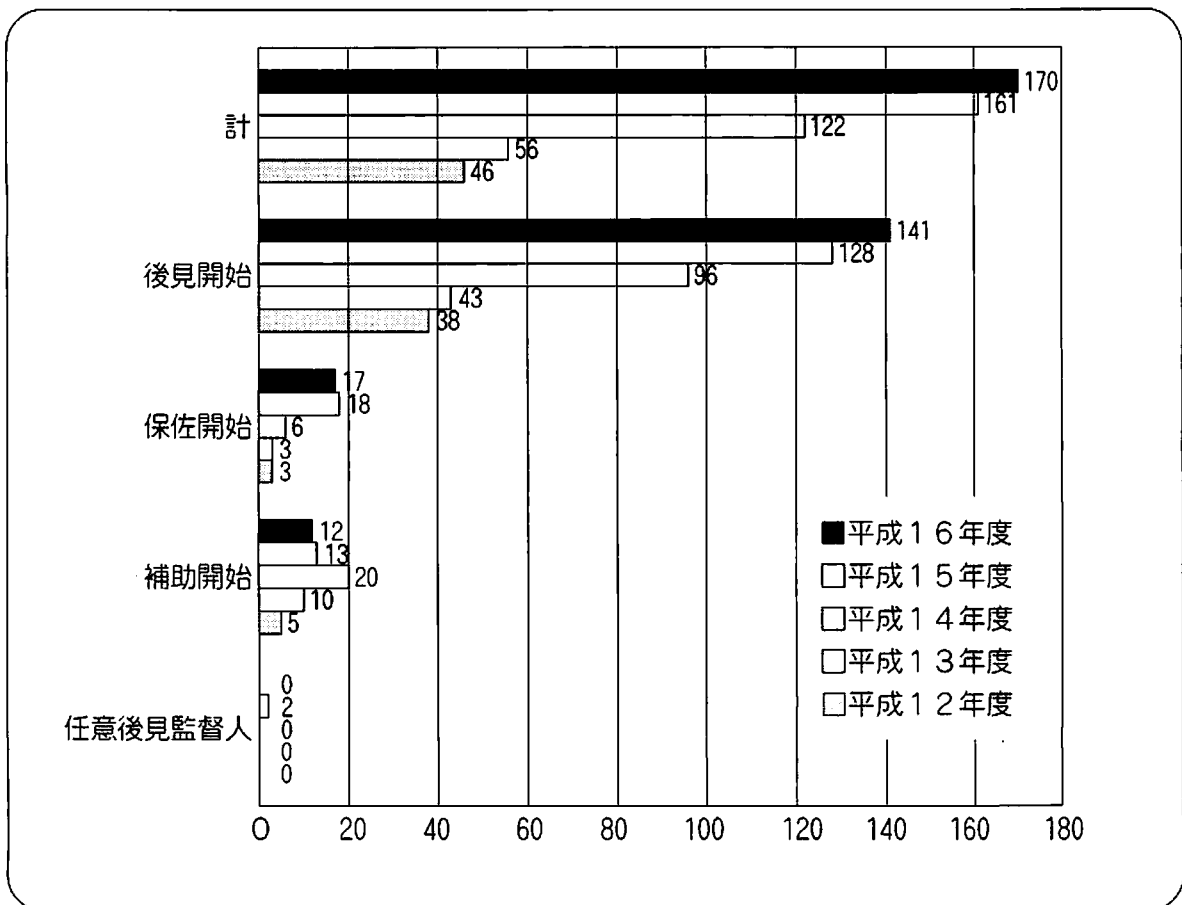
～平成16年4月から平成17年3月～

青森家庭裁判所

1 申立件数について（平成16年度の数値はいずれも概数である。）

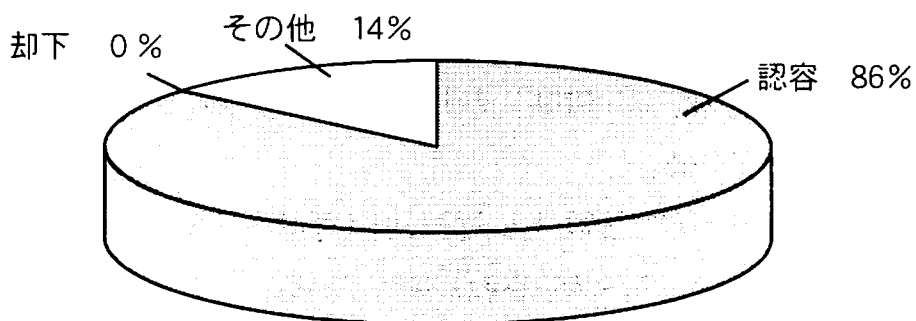
- 青森家庭裁判所（管内を含む。以下同じ）の平成16年度（平成16年4月から平成17年3月まで）の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で170件（前年度は161件）となっており、対前年度比約6%（前年度は約32%）の増加となっている。
- 後見開始の審判の申立件数は141件（前年度は128件）で、対前年比約10%（前年度は約33%）の増加となっている。
- 保佐開始の審判の申立件数は17件（前年度は18件）で、ほぼ前年度並みの申立件数となっている。
- 補助開始の審判の申立件数は12件（前年度は13件）で、保佐開始の申立と同様に、ほぼ前年度並みの申立件数となっている。
- 任意後見監督人選任の申立は、平成15年度に2件申し立てられているのみである。

【成年後見関係事件申立件数表】



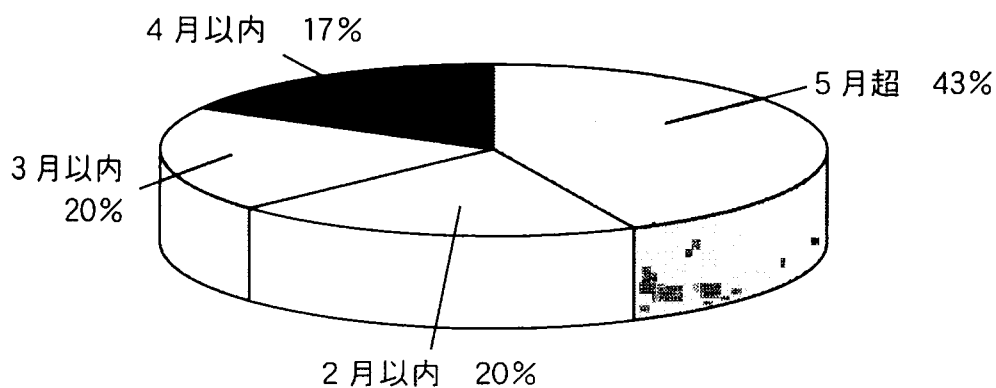
## 2 終局区分について

- 平成16年度に審判がなされた既済事件合計132件のうち認容で終局したものは前年度よりもやや増加した約86%（前年度は約85%）であり、却下で終局したものはない。



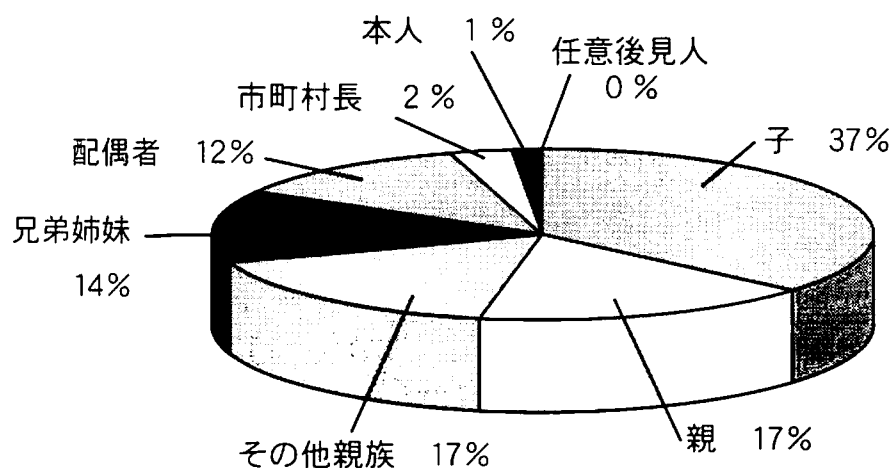
## 3 審理期間について

- 平成16年度の既済事件合計132件のうち3ヶ月以内で終局したものが全体の約40%（前年度は約44%）、4ヶ月以内に終局したものが全体の約57%（前年度は約58%）である。



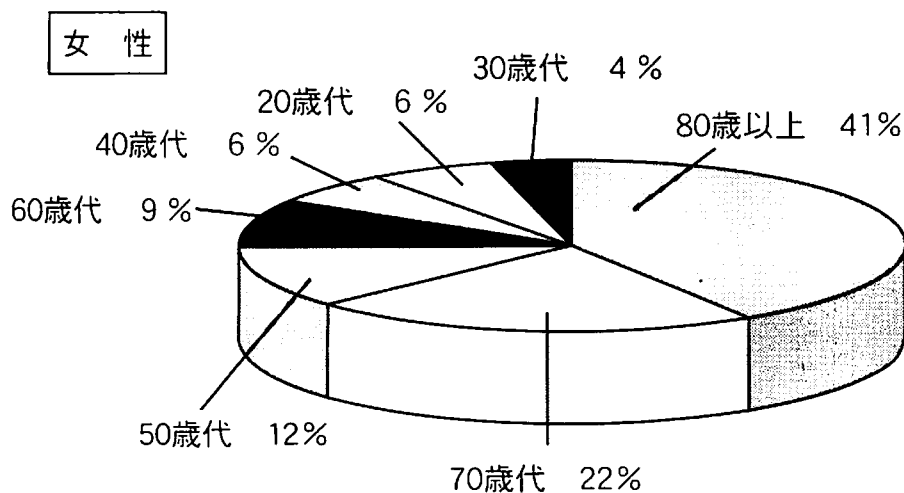
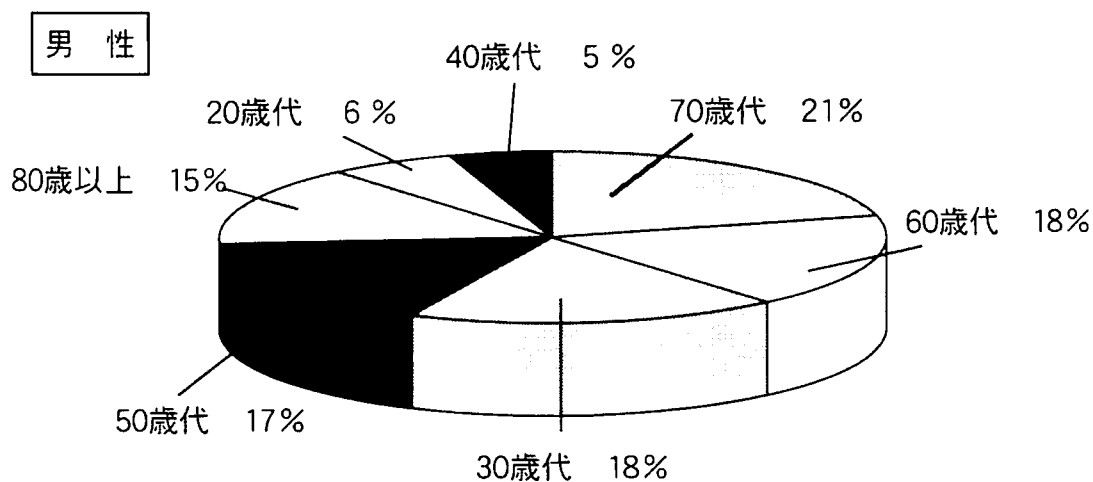
#### 4 申立人と本人との関係について

- 申立人については、本人の子が最も多く全体の約37%を占め、次いで本人の親及びその他の親族がそれぞれ約17%、兄弟姉妹が約14%、配偶者が約12%となっている。
- 市町村長が申し立てたものは2件のみで、約2%となっている。



5 本人の男女別・年齢別割合について

- 男女別割合は男性65人、女性67人と、前年度と同様ほぼ同数となっている（前年度は男性70人、女性70人）。
- 男性では、70歳代が約21%と最も多く、次いで60歳代と30歳代が約18%、50歳代の約17%となっている。
- 女性では、80歳以上が約41%と最も多く、次いで70歳代の約22%、50歳代約12%となっている。
- 本人が60歳以上のものは、男性では約54%を、女性では約72%と半数以上を占めている。この傾向は前年度と同じである。

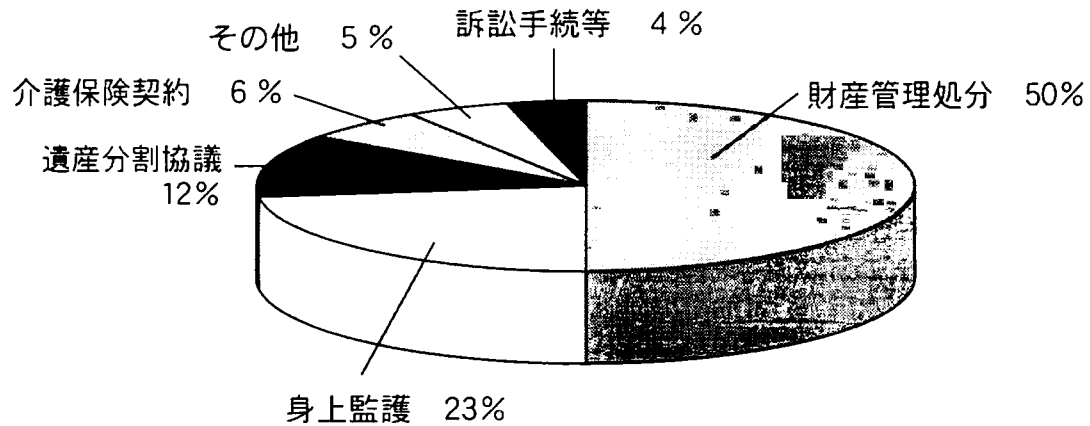


男 65歳以上 45

女 65歳以上 72

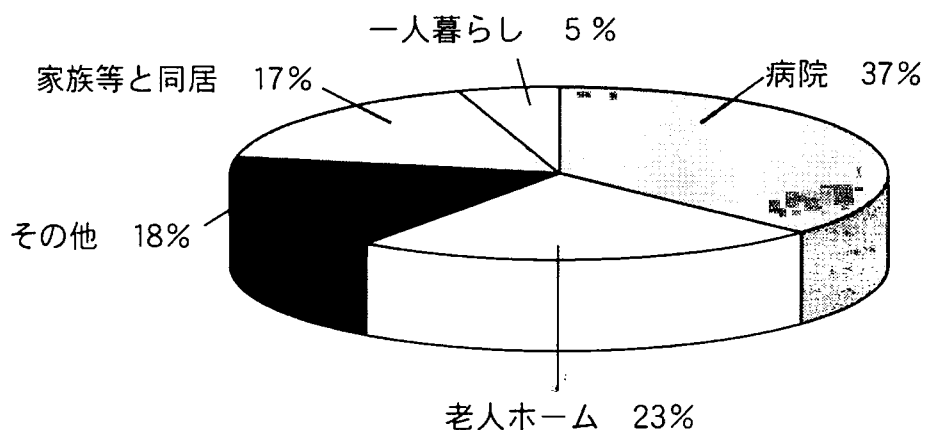
## 6 申立の動機について

- 本人の財産管理処分を主な申立の動機とするものが約50%と最も多く、次いで身上監護、遺産分割協議となっている。



## 7 本人の生活状況について

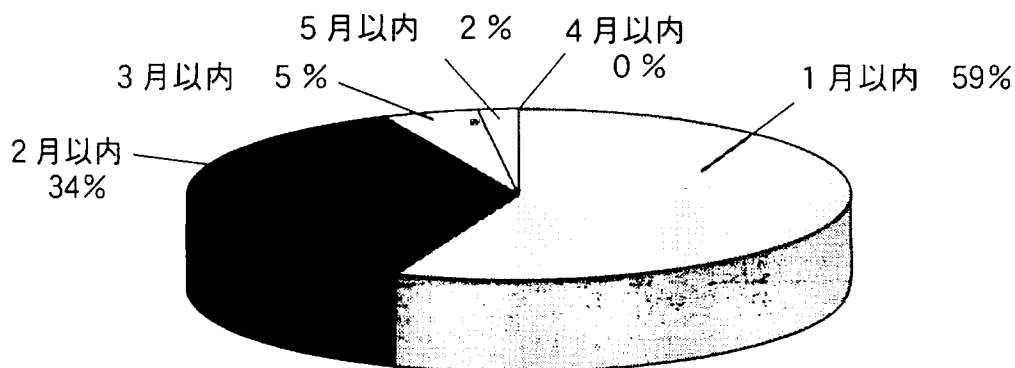
- 本人の生活状況をみると、病院に入院しているものが最も多く全体の約37%を占めており、次いで老人ホームに入所している者が約23%、その他（知的障害者施設等）が約18%と、これらの合計で約80%となっている。



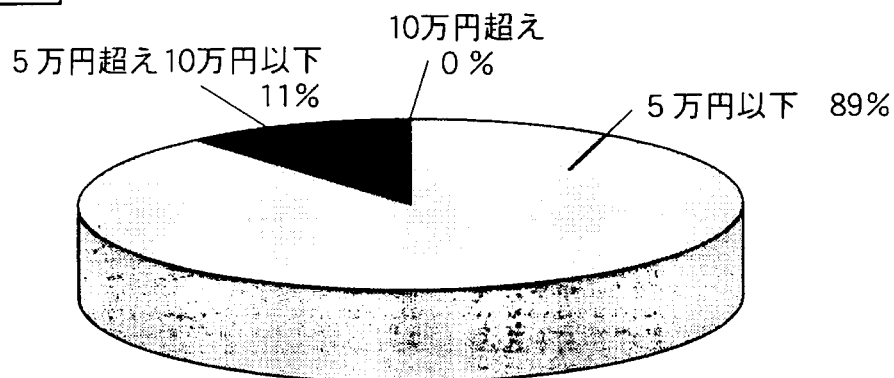
## 8 鑑定について

- 鑑定については、1月以内のものが最も多く全体の59%を占めており、1月を超えて2月以内のものが全体の約34%となっている。
- 鑑定費用については、5万円以下のものが全体の約89%を占め、残りも10万円以下で、鑑定費用が10万円を超えるものはない。

鑑定期間

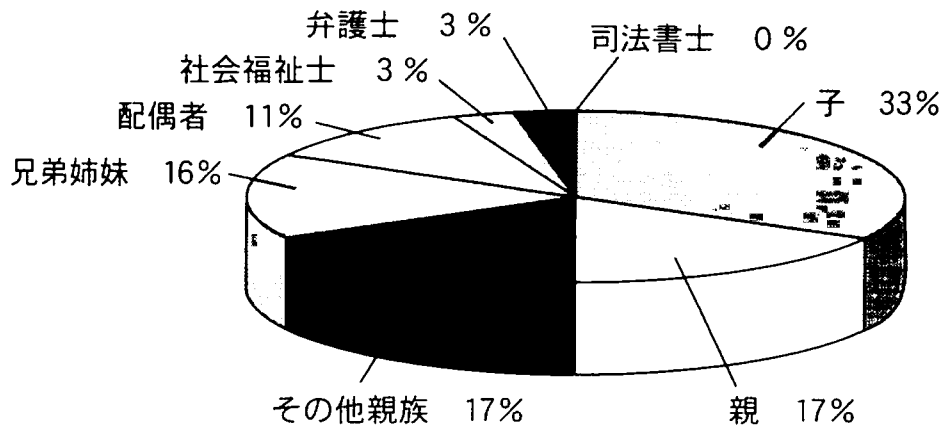


鑑定費用



## 9 成年後見人等と本人の関係について

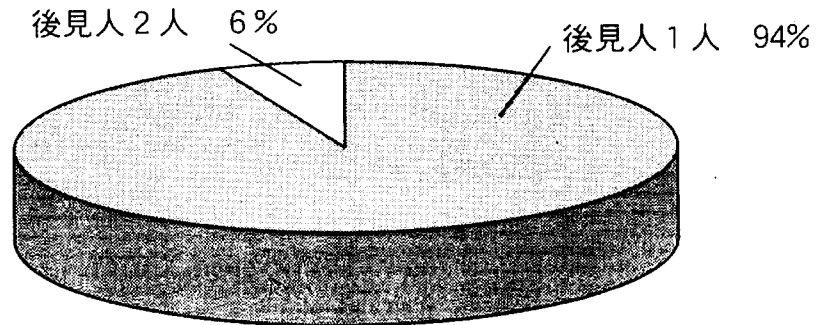
- 成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係を見ると、本人の子、親、その他の親族、兄弟姉妹、配偶者が全体の約94%を占めている。
- 親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは社会福祉士が3人、弁護士2人とわずかに全体の約6%で、法人が選任されたケースは青森家庭裁判所ではない。





10 複数の成年後見人等の選任について

- 複数の成年後見人等が選任された事例は、7件（前年度は14件）で全体の約6%となっている。



## 資料2

平成16年度介護予防・地域支え合い事業実施状況

平成16年9月ヒアリング協議時点（青森県）

市町村名	成年後見 制度利用 支援事業	市町村名	成年後見 制度利用 支援事業	市町村名	成年後見 制度利用 支援事業
青森市	○	藤崎町		川内町	○
弘前市		大鰐町		大畑町	
八戸市	○	尾上町		大間町	
黒石市		浪岡町	○	東通村	○
五所川原市		平賀町		風間浦村	
十和田市		常盤村	○	佐井村	
三沢市	○	田舎館村		脇野沢村	
むつ市		碓ヶ関村		三戸町	
平内町		板柳町		五戸町	
蟹田町		金木町		田子町	
今別町		中里町		名川町	
蓬田村		鶴田町		南部町	
平舘村		市浦村		階上町	
三厩村		小泊村		福地村	
鱒ヶ沢町		野辺地町		南郷村	
木造町		七戸町		新郷村	
深浦町		百石町			
森田村		十和田湖町		実施市町村数	7
岩崎村		六戸町			
柏村		横浜町			
稲垣村		上北町			
車力村		東北町			
岩木町		天間林村			
相馬村		下田町			
西目屋村		六ヶ所村			

知的障害者のための成年後見制度利用マニュアル  
青森県版  
財団法人 ヤマト福祉財団助成事業

---

発行日 2006年3月1日  
発行元 権利擁護センター ぱあとなあ青森  
(社団法人 青森県社会福祉士会)  
責任者 三 上 富士子  
〒030-0822  
青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ5階  
TEL 017-723-2560  
FAX 017-731-2007

---